

## 開発行為等に伴う遺跡の取り扱いについて

三芳町には、およそ3万5千年前の旧石器時代の遺跡から江戸時代の三富開拓地割遺跡に至るまで、現在33箇所の遺跡が確認されています。これら先人の残した痕跡は、過去の歴史を知る上で大きな手がかりとなるばかりでなく、地域に根差した社会・文化環境を形作る重要な要素です。一度失われると二度と元には戻らない国民共有の財産ですので、遺跡は「文化財保護法」「埼玉県文化財保護条例」により保護され、開発者はその保護に協力することを求められます。

### 埋蔵文化財

埋蔵文化財とは、地下や水中に埋もれている昔の人々の生活の痕跡です（住居跡や土器・石器等）。これらが埋蔵された土地のことを埋蔵文化財包蔵地（＝遺跡）といいます。この包蔵地内で全ての開発行為及び山林の伐採・掘削・掘削・盛土（埋め立て）、天地返し等地下に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化財保護法の適用を受け、試掘確認調査や発掘調査が必要になります（手続きに関してはフローチャート参照）。また、埋蔵文化財は明確な遺跡範囲が確定されにくいことから、工事などで新たに埋蔵文化財が発見された場合や開発予定地が包蔵地に隣接している場合にも試掘確認調査等による確認が必要となることがありますので、開発の際には埋蔵文化財の取り扱いについて、早めに教育委員会文化財保護課までお問い合わせください。

### 埼玉県指定旧跡「三富開拓地割遺跡」

三芳町上富地区は、約330年前の江戸時代に開拓された地割景観を今でもよく残している地区です。この地区で伐採や住居・倉庫建築など、旧跡の現状に変更を及ぼす行為を行う場合は、旧跡の保全に努めるとともに、埼玉県指定旧跡現状変更届の手続きが必要になります（フローチャート参照）。



▲ 調査風景（サガヤマ遺跡）



### 参考

#### ■文化財保護法（抜粋）

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）  
第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定（※）を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

（※第92条 調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

（地方公共団体による発掘の施行）

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項（※）の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

（※第98条 文化庁長官による発掘の施行）

#### ■埼玉県文化財保護条例（抜粋）

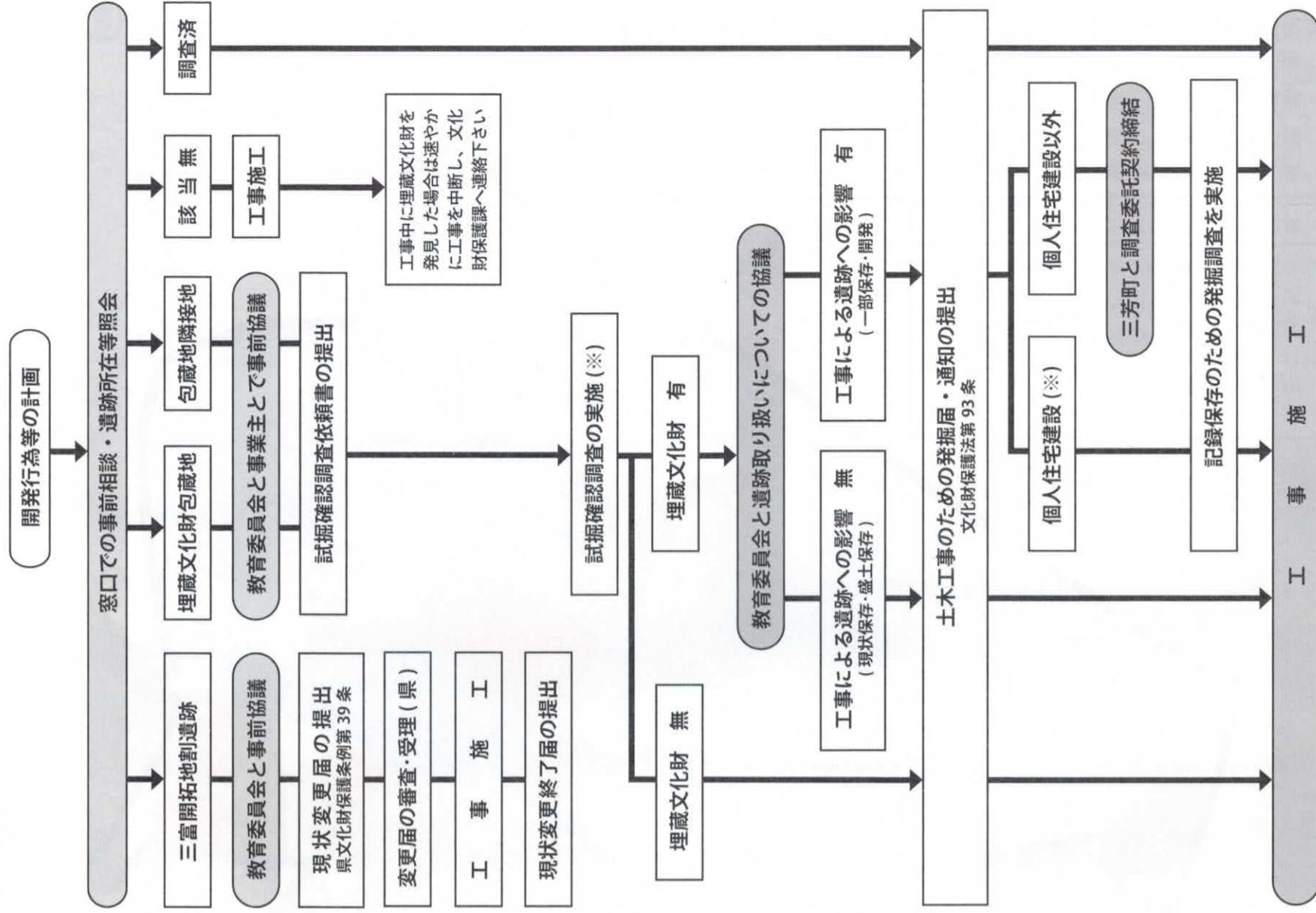
（現状変更の届出）

第39条 県指定旧跡に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会に届け出なければならない。ただし、県教育委員会規則の定める場合はこの限りでない。

#### ■埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則（抜粋）

第27条 条例第39条の規定による現状変更等の届出は、県指定旧跡現状変更等届（第21号様式）により、変更等をしようとする日の30日前までに提出するものとする。

## 開発行為等に伴う遺跡の取り扱いに関するフローチャート



※試掘確認調査及び個人専用住宅を建設する場合は、発掘調査費用の公的補助を受けることができます。

三芳町教育委員会文化財保護課（歴史民俗資料館内）  
住所：埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢 877  
電話：049-258-6655 FAX：049-258-8466